

診療報酬引き上げ決定・歯科2.7%



平成3年
12月25日
号 外

発行所
広島県歯科医師
政治連盟
広島市中区富士見町11-9
TEL (082) 241-4197
編集兼発行人 青井隆男

歯科二・七％・医科五
・四％・調剤一・九％
引き上げ
平成四年四月一日実施

広島県歯科医師会
広島県歯科政治連盟

関係各省・国会へ 陳情団を派遣

去る十二月十三日(金)、広島県歯科医師会(広島県歯科医師政治連盟)は目前に迫った診療報酬改定に向けて陳情の為、大蔵省、厚生省、国会へ役員団を派遣した。



中原会長、松島、白田副会長、光安専務、宮澤総理を訪問

これは十二月九・十日付で近北地区(当番県・石川県・竹内太郎会長)歯科医師会役員連絡協議会名で、日歯中原会長、各都道府県歯科医師会長宛に発送された。次期診療報酬改定に係る陳情に広島県歯科医師会(松島悌二会長)が呼応した。

現在、中医協に於いて次期診療報酬改正の論議は最終段階に入っているが、本年六月に実施された医療経済実態調査の結果が忠実に反映されていない。近北地区として陳情団を結成し、日歯(中原会長)をはじめ大蔵省、厚生省から関係国会議員、中医協委員に、切実なる窮状を訴えるため行動を展開したものである。

この時期に陳情団が動いた最大の理由は、例によって日刊紙を通じて「医療費アップ一％に抑制」と打ち上げたアドバランに対して、怒りを込めての総反撃と見方がある。この十三日午後には中医協が開かれ、医療費改定作業が大詰めに近づいている背景についての行動もある。広島県歯科医師会、広島県歯科政治連盟(長岡貞彦会長)も連名で賛同し、中村専務理事、本山保険部長、佐藤常務理事を派遣した。先づ一行は大蔵省に保田博大蔵事務次官を訪ね、次いで厚生省に岡光治老人保健福祉部長、佐治清介歯科医療管理官を訪れ、それぞれに面談、歯科界の現状を説明、要望書を手渡し支援方を依頼した。それに対してそれぞれ了解の旨返答

診療報酬改定にあたっての要望

最近の診療報酬改定は、薬価引下げによる財源を技術料に振り返る方式がとられており、薬剤使用の少ない歯科には低い引き上げ率となり、歯科技術料の改善が図られず大きな歪みが生じております。

その結果、国民医療費における歯科診療医療費の構成割合は、昭和六十年以降一〇・五％から減少の一途を辿り、平成元年には九・九％に低下し、国民医療費の対前年度増加率では一般診療医療費五・二％に対し歯科は僅か一・八％の低い結果となりました。加えて、近時の物価、人件費の高騰により、歯科診療所、歯科技工士の経営は危機的状態に瀕してあります。

我が国が今後高齢化社会を迎え、国民により良い歯科医療を提供するために歯科診療所並びに歯科技工所の経営の安定は不可欠であります。よって、次回診療報酬改訂に際しては、歯冠修復、欠損補綴はもろんのこと歯科医療全般に対して、診療報酬の大幅な引上げが行われるよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成三年十二月十三日
広島県歯科医師会
広島県歯科政治連盟
厚生大臣
山下徳夫殿

要望書

我々会員の医療収入は近年の医療費抑制策により減少の一途を辿り、歯科医療経営の破綻が危惧されているのは周知のとおりである。

然るに昨今の歯科診療報酬の改訂は、日進月歩の歯科医学を無視し、国民の歯科医療の受給権も阻害しており、歯科医療を守る立場として誠に遺憾に堪えない。

また、一段と深刻化する歯科医療従事者の確保については、労働条件の改善が先決であり、その経済的保証基盤確立のためには、診療報酬の改訂が不可欠である。

従って、次期の診療報酬改訂に際しては、歯科医療経営の安定化を資するにふさわしい診療報酬の引き上げを強く要望するものである。

平成三年十二月十三日

広島県歯科医師会
会長 松島悌二
広島県歯科政治連盟
会長 長岡貞彦
日本歯科医師会
会長 中原 爽殿

衆・参推薦国会議員殿 平成四年度厚生省歯科関係予算 確保の要望

日本歯科医師会
日本歯科政治連盟

一、歯科診療報酬改定財源の確保
平成元年度の歯科医療費の伸びは前年度対比で一・八％であり、医科医療費五・二％に比し大きな成長率差が生じ、それに伴って国民医療費に占める歯科医療費のシェアが九・九％と大幅に低下したこと、及び歯科診療従事者確保のため処遇改善が緊急の課題であることを背景として、中医協において物価・人件費等の上昇に対応する診療報酬引き上げ所要率九・八％を要望しました。

二、高齢化社会への対応
在宅歯科医療の充実
良質な歯科医療の確保
生涯を通じた歯科保健活動として「八〇歳になっても自分の歯を二〇本残す目標」を八〇二〇運動事業として実施し、その普及啓発と、従来からの歯科保健対策に加えて、成人期以降の歯周疾患予防事業の充実強化を図るため、厚生省より平成四年度予算要求において、八〇二〇運動推進対策費として約一、八八三万円余の増額、総額二、六四一万円余の要求がなされております。

三、卒直後歯科医師臨床研修(一般歯科医養成研修)の充実
卒直後の歯科医師の臨床研修は、歯科医師としての基本的診療能力を修得するために昭和六十二年より実施しておりますが、この制度が始まってからまだ五年と日が浅く、また現在、研修対象者は国家試験合格者の三割程度であり、また、この制度の充実が不可欠であります。

陳情団動員数

地区	動員数
北海道	1名
東北地区	17名
関東地区	3名
信越地区	1名
東海地区	2名
近北地区	3名

地区	動員数
近北地区	164名
中国地区	3名
四国地区	5名
九州地区	2名